

かながわの風 3

2014.Spring

編集・発行  公益社団法人神奈川県社会福祉士会 <http://www.kacsw.or.jp>

新年あけましておめでとうございます。

公益社団法人神奈川県社会福祉士会
副会長 吉田 勝利

2014年を迎えることができ、ここに会員の皆さまと本会をご支援くださる皆さまに新年のご挨拶申し上げます。

2013年は、公益移行及びそれにともなう組織・運営改変、20周年記念行事、新規事業展開などに多大なるご支援・ご協力を頂きましたことに深く感謝申し上げます。本年もよろしくお願い申し上げます。

2014年は、社会のさらなる多様化、社会保障に関連する制度改変などによって個人、地域、社会が私たち社会福祉士に期待する役割、それにともなう責任はこれまで以上に大きくなっていくものと考えられます。その期待と責任に応えるために私たちは、“ひと”、場所、方法・手段を選ばず支援を行うことができるように日々研鑽をし、準備を整えていること大切です。

本会は、定款において「出自、人種、性別、年齢、身体的状況、精神的状況、宗教的文化的背景、社会的地位、経済状況、環境等様々な理由によって私たちの支援を必要としている“ひと”の権利を護りながらその生活の向上のために専門知識と技術をもって支援を行うことを目的とする。」と決めました。社会福祉にあっては当たり前のことであり、なにをいまさらと思われるかもしれませんが、

どうしても自分の価値観・知識・経験にとらわれ、“同じひと”として分け隔てなく支援をしていくことは非常にむずかしいことです。

わたしたちは弱く、できることはすくなくですが、同じ目的をもった社会福祉士と地域・関係機関が集まることによってその手で何かできるようになります。その眼でなにか見えるようになります。その足踏みは楽しくなります。その声は大きくなります。そして、強くなることができます。

今年も、否。職能団体である限り本会会員、地域・関係機関のみなさまひとりひとりのちからをいただきながら前をむいて活動を行っていきたくと願っています。よろしくお願いいたします。

CONTENTS

- 02 特集 児童福祉
「子どもの最善の利益を求めて」
- 06 横浜支部紹介
- 07 事業紹介「第三者評価事業」
- 08 公開講座&研修会・情報コーナー・
編集後記

子どもの最善の利益を求めて

乳児院では子どもの家庭復帰を支援します



白百合ベビーホーム

施設長 島田 恭子 (社会福祉士)

(自主活動グループ「子ども家庭福祉研究会」代表)

はじめに

児童福祉法では乳児院とは、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設としています。しかし、児童の権利条約第9条では「児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場合において必要となることがある。」とされ、2009年（平成21年）に採択された「児童の代替的養護に関する指針」において、親と暮らせない子どもや、その危機にさらされている子どもで、幼い児童、特に3歳未満の児童の代替的養護は家庭を基本とした環境で提供されるべきであるとされました。例外規定として兄弟姉妹の分離防止、緊急時の対応、又はあらかじめ定められた非常に限られた期間であって引き続き家庭への復帰が予定されている場合となり、乳児院の機能は家庭復帰支援が重要であることが強調されました。

増え続ける児童虐待

児童相談所での児童虐待相談対応件数の推移を見ても、1990年（平成2年）には1101件で

あったものが、1999年（平成11年）には11631件と10倍以上となりました。その後、増加傾向に拍車がかかり、児童の権利条約20周年の2009年（平成21年）には44211件となり、翌年から更に急速に増加して2012年（平成24年）には66807件となっています。全国の乳児院でもこの20年間に虐待が主訴の入所が2倍になっています。乳児院は児童相談所の一時保護所では対応できない乳児の緊急入所の受け入れ機関となっていますので、家庭でのネグレクト等の虐待状態を児童相談所で判定されずに、入所後に判明するケースを含めると更に増えています。

入所年齢も1歳未満がほぼ90%となり、生命の危機的状態からの保護と言えます。

救える命を見守って

ここ最近、再び子どもの悲劇事件が起こっています。

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）で生後4ヶ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、育児不安への対応や支援が必要な家庭の把握が図られていますが、生後3ヶ月までは乳汁による栄養補給が行われることと睡眠時間の確保が重要な時期であり、子育て中の期間では、比較的手が掛らない時期でもあります。一番重要な時期は4ヶ月からの愛着形成期（アタッチメント形成）です。赤ちゃん自身が「いつでも大切な人から守られ、愛されている確信」を五感で実感しなければならない時期です。現在の子育て支援の課題は、この愛着形成期の適切な支援が少ないことでしょう。「赤ちゃんを大切に」「赤ちゃんに優しく」

と助言しても、親自身が適切な養育を受けていない場合には、言葉では理解できないことです。実際に「大切」「優しさ」を体験してもらう必要があります。所謂、親育て事業が必要なこととなります。虐待の世代間連鎖を断ち切り、良好な親子関係の連鎖を構築することです。

乳児院での家庭支援について

白百合ベビーホームでは2003年(平成15年)から社会福祉士を配置して、入所する子どもの家庭復帰を支援してきました。5ページ目のフローチャート図に従い、その流れと支援の方法を説明したいと思います。

①児童相談所からの入所依頼を受けて

児童相談所からの情報を聴取して、受け入れを検討するために更なるアセスメントを依頼します。

②入所時から入所初期

できる限り、入所時には保護者の同行を依頼し、入所理由と課題の再整理を行い、引取りに向けての目標を立てます。この時点で詳しい保護者の生育歴等が児童相談所から提出されていない場合は、子どもへの面会の機会を利用してアセスメントが行われます。(聞き取りと面会の状態観察等)次に院内カンファレンスが実施され、子どもを含める家庭の自立支援計画が保護者、児童相談所、乳児院の意向と意見により作成されます。

③子どもの養育と保護者支援開始

入所児童は愛着形成の最も重要な時期に実親と離れてしまいますので、親に代わる愛着の基地として担当養育者(保育士、児童指導員(社会福祉士)、看護師)が決定し、担当者を中心にしたアタッチメント形成が図られます。日常の安全で安心できる生活を通して、「生まれてきて良かった」という心を育てる重要な役割を担います。この関わりは、担当養育者にも「生まれてきてくれて、出会えて有難う」という感動が湧きあがって来ます。

保護者には定期的な面会を重ねてもらい、親子の安定した関係構築の支援(仲立ち)を行います。この時期に養育支援として、抱き方、おむつの替

え方、ミルクの飲ませ方、離乳食の食べさせ方、子どもへの声掛け、遊び方、基本的な生活習慣の導き方等を保護者に実技指導し、相談を受けて助言します。

保護者支援として「保護者の人格を尊重し、人間性を認める」ことが重要となります。例え、虐待(ネグレクト)をしてしまった保護者であっても、虐待に至った経過を理解し、辛い思いを共感することです。この姿勢は保護者にとっては平等な人間として受け止めてもらう信頼関係につながり、良好な人間関係の始まりとなります。

④カンファレンスを重ねて方向性を見出します

面会等の親子関係の経過観察や子どもの発達状況のアセスメントを実施し、経過段階で保護者、児童相談所担当児童福祉司を含めて方向性の確認を行います。子どもの最善の利益(今、子どもにとって何が必要)を保護者がどのように提供できるかの確認作業となります。

⑤家庭復帰を実現するために

カンファレンスで家庭復帰の方向性が見出された場合は、その家庭を取り巻く社会資源の整備が必須となります。カンファレンスには保護者や児童相談所以外にも地域の保健師、ケースワーカー、保育所職員や病院のケースワーカー等の参加で、実際の支援方法と役割分担が話し合われて、保護者がその支援を受け入れられることが前提での家庭引取り計画が開始されます。

⑥家庭復帰が早期に困難な場合

家庭復帰が困難な場合は、里親委託や児童養護施設等の措置変更が検討され、子どもの状況を十分に把握し、子どもの最善の利益の実現を目指すために、各関係機関が連携します。その中心核として社会福祉士はコーディネーターとなります。

⑦退所後の支援

家庭引取り、里親委託、措置変更と乳児院からの出口と方向性は異なりますが、退所後のフォローは子どもと保護者が安定した親子関係を継続出来るよう相談援助が必要に応じて継続できるようになっています。家庭引取りした保護者から夜間や

休日（行政機関が繋がらない時等）に子育てに関する電話での相談が入ります。そのような時は翌日に児童相談所等の関係機関に連絡を入れて、連携して親子の安全な生活継続を支援します。

社会福祉士が活動する職場

当白百合ベビーホームは乳幼児の養育は勿論のこと、家族支援に力を入れています。社会福祉士は家庭支援専門相談員として、家族と共に子どもが再度生活できるよう保護者の課題解決に児童相談所の児童福祉司と共に取組、養育支援や社会資源の活用や発掘を図ります。里親支援専門相談員は実親との生活が将来にわたって困難であろう子どもの家庭復帰の場所として、里親との交流を図ります。また、今後は里親養成や里親支援を試みる必要があります。

養育部門では社会福祉士が児童指導員として子どもの養育を担うと共に子ども家庭を他の専門職と連携して支援し、現場から子どもの早期家庭復帰を支援します。

乳児院ホーム構想（以下、全国乳児福祉協議会のホームページより引用）

全国乳児福祉協議会では、21世紀の子どもをはぐくむ「子育て支援センター・乳幼児ホーム構想」を提唱しています。この構想は、児童の権利条約でうたわわれている子どもの最善の利益の実現、とくに家庭を奪われた乳幼児の発達を、安定した環境のもとに地域的に保障していくことを願っています。そのためには、乳児院を利用できる年齢を学齢前までに延長していくことも求めています。

乳児院に入所した乳幼児とその家族には、一刻も早い家庭復帰が実現できるように専門的な援助をしていきます。退院後も地域における継続した援助によって家庭福祉の実現を図ろうとしています。

また、小さく生まれた赤ちゃん（低出生体重児）や病虚弱な乳幼児に対しても、これまで以上に医師、看護師、保育士、ケースワーカー、栄養士な

どの協力のもとに医学的・看護的な面を含めて専門的な援助を行っていかうとしています。

一方、「子育て支援センター」は、乳児院の各専門スタッフによって各種の育児相談や援助、そしてデイサービスを提供しようとするものです。

子ども家庭を取り巻く関係者の協働を目指して

神奈川県社会福祉士会の自主活動グループ「子ども家庭福祉研究会」は2009年（平成21年）に児童相談所と児童福祉施設職員の実践的関係の強化を目指して、顔の見える関係づくりとして立ち上げました。

社会的養護を必要とする子どもたちの措置権者と受け入れ施設という関係を超えて、社会福祉士としての人権擁護の視点に立った関係性の中で、連携協力ができるよう毎年事例研究や関係講師による研修会の開催を実施してきました。

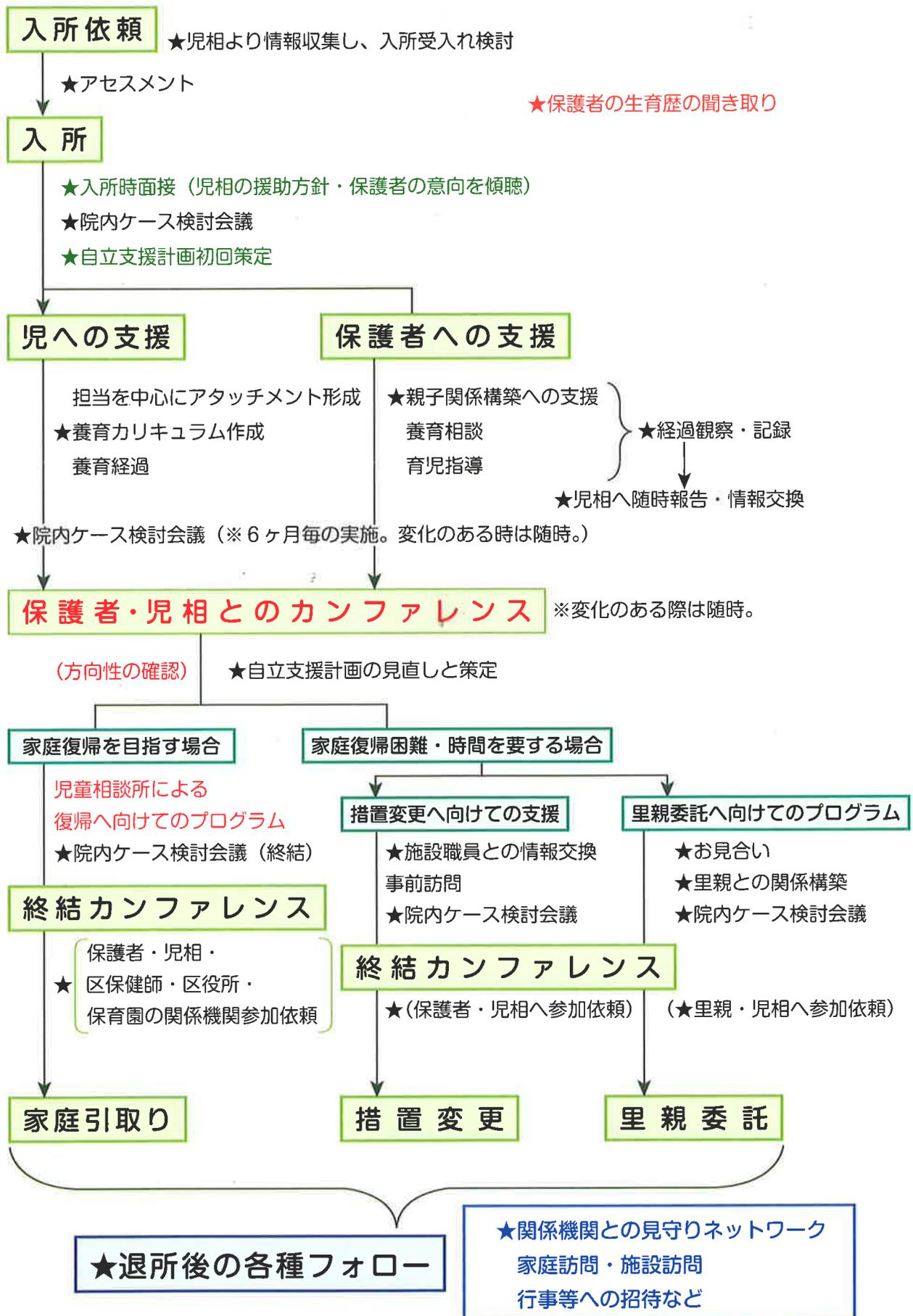
「私たち社会福祉士に何ができるか」を毎回のメインテーマとして活動しています。そして、社会福祉士であることを公表し、自ら社会福祉士の役割を見出すために、名刺には「社会福祉士」を記名して、ヨコのつながりを広げています。

社会福祉士として社会のすべての子どもと家庭が幸せに安心して生活できる社会の実現のために、手をつないで大きな福祉の輪を広げたいと思います。



白百合ベビーホーム家庭支援フローチャート

(★印のところで社会福祉士が関わります)



皆さんは、福祉サービス第三者評価を知っていますか？

神奈川県社会福祉士会第三者評価事業部

運営委員会委員長 小泉八重子

福祉サービス改革の中で生まれた＜第三者評価＞

福祉サービス第三者評価(以下「第三者評価」)は、社会福祉基礎構造改革の一環の中で位置づけられ進められてきました。利用者本位の福祉サービスへの転換(個人の選択、決定の尊重、良質なサービスの拡充、地域福祉の推進)とそのための社会福祉制度の構築(措置から契約への移行、権利擁護、苦情解決、情報提供等利用者支援制度、評価によるサービスの質の向上など)です。介護保険と同じ2000年に施行された社会福祉法で、この改革の理念の実現に望ましいサービス提供の実現に向け、事業者の責務が明示されました。

公正中立な機関が調査をし、評価結果は公表されます

第三者評価を推進するために神奈川県社会福祉協議会内に「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構(以下「推進機構」)が置かれています。機構内には「事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関(以下「評価機関」)」が登録をし評価調査表を用いて調査を行い、事業者の提供する福祉サービスを専門的かつ客観的な立場から総合的に評価しその結果を公表しています。

評価機関としての神奈川県社会福祉士会

神奈川県社会福祉士会は、H17年度より第三者評価事業をスタートしました。これまでの評価実績は46件(高齢3、障害19、グループホーム(以下GH)4、保育所20)、本年度はGHが12箇所あり合計調査件数は15箇所程度になりそうです。2ヶ月に1度の運営委員会を中心に活動しています。

「自己評価」「利用者調査」「訪問調査」で成り立つ第三者評価

さて、第三者評価は監査やコンサルテーションではありません。第三者評価は、「事業所における自己評価」「利用者調査」「訪問調査」の三つの要素で成り立っており調査結果は評価決定委員会で慎重かつ丁寧に審議されます。大切な事は事業の要の自己評価が、①職員参加で広く行なわれ、一部の人のものに終わらないこと、②事業所でよく話し合い具体的な「自己評価表」を作成する、ことです。決定委員会審査後は推進機構に申達を行ない、HP公表となり事業所には受審証明書を発行します。

大事にしたい、職員参加の自己評価の作業と話し合い

評価の期間は概ね6ヶ月間位かかります。自己評価表作成期間が1～3ヶ月で、この話し合いの中で業務の見直しの中で見過ごされていた事や、様々な「気づき」が出てきます。第三者評価の重要な部分で訪問調査はこの自己評価の確認も含めたものとなります。評価項目の領域は「人権への配慮」「利用者の意思・可能性を尊重した自立生活支援」、「サービスマネジメントシステムの確立」「地域との交流」「運営上の透明性」「職員の資質向上促進」の6領域で、項目は達成度で見ようになっています。

～～～本会では、利用者、従事者、経営者も含め「福祉現場が元気になるお手伝い」を今後も続けていきたいと願っています。調査には本会に調査員登録をしている約40名ほどの中から社会福祉士が福祉現場に訪問し、専門職として調査し、評価決定委員会では外部学識者を含めた構成により審議評価を実施しています。また昨年は社会的養護施設の評価機関としても全社協より認証されました。調査受審申込は随時受付けていますので本会事務局までご連絡下さい。＜評価受審の流れなどの詳細はHPに案内がありますのでご参照ください。＞

URL <http://www.kacsw.or.jp> Email jimu@kacsw.or.jp

■ 評価料金は…

障害・高齢分野<グレード1>	420,000円(消費税含)
障害・高齢分野<グレード2>	420,000円(消費税含)
児童分野(保育)	367,500円(消費税含)
障害者グループホーム・ケアホーム等	136,500円(消費税含)
社会的養護関係施設	300,000円(消費税含)

◎事業者(施設)の基本は、福祉サービスの向上です。

◎利用者への情報提供や権利擁護は今日の福祉サービスに欠かせない機能です。

あなたの街の 社会福祉士

第3回 横浜支部 ●横浜市内全域



徳田千春支部長からのメッセージ (障害者支援施設朝日塾 生活支援員)



横浜といえば、中華街やみなとみらい地区が有名ですが、市内には、まだまだ自然豊かな所もあります。私の働いている近くでも、畑や田んぼがあり、カワセミやキジも見かけます。

現在、会員数は900名を超えています。支部の中に6つの連絡会（北部・港北・鶴見・西部・中部・南部）があり、それぞれ独自に研修会や見学会などを企画しています。支部の幹事は、各連絡会で活動している方が多く、そのため、支部幹事会は連絡会の情報交換の場ともなっています。また、支部企画としての研修や懇親会も開催しています。会員一人ひとりが、社会福祉士の専門性を活かし社会貢献することを目指しています。

今年度の活動紹介

支部横断BBQ

人・物・情報が集まりやす横浜の土地柄を活かそうと支部にこだわらず参加できるBBQを金沢区野島青少年センターで行いました。



学生・新人向け企画

社会福祉士の“たまご”と“ひよこ”が集う「くらぶ」です。今年は地域定着支援センターの社会福祉士の話聞き、社会福祉士の果たす役割について考えました。



地域連絡会…身近な場所で社会福祉士が集まり、自主的に活動しています

- 鶴見：第3月曜 18:30～
鶴見区福祉保健活動拠点にて
 - 港北：原則偶数月の第2または第3木曜 19:00～
港北区福祉保健活動拠点にて
 - 中部：第4木曜 19:00～ 西区福祉保健活動拠点にて
 - 南部：原則偶数月の第1金曜 19:00～
港南区福祉保健活動拠点にて
 - 西部：第3木曜 18:30～
旭区市民活動支援センターみなくにて
 - 北部：月1回程度 緑区内にて
- ※上記の日時・会場は変更されることがあります。

コミュニティ・ソーシャルワーク実践講座

昨年度、横浜市内の実際の地域で体験型の研修を実施。地域の方からも「客観的に分析してもらえた」と評価されました。今年度も1月～4月実施します。

公益社団法人神奈川県社会福祉士会横浜支部

YOKOHAMA CITY
CERTIFIED SOCIAL WORKER
横浜市社会福祉士会

- ★その他の活動はブログで紹介中
横浜市社会福祉士会ブログ [検索](#)
- ★お問い合わせはEメールで
hamajimu@hotmail.co.jp

社会福祉士は市民の強い味方です

社会福祉士は、行政(福祉事務所等)や児童相談所、社会福祉協議会、地域包括支援センター、医療機関、地域生活定着支援センター等の相談員や、第三者評価委員、独立型社会福祉士等として、専門性やネットワーク力を発揮できるよう日々自己研鑽を大切にしています。社会福祉士は皆さまにとって身近な存在です。これからも地域に根ざした活動を大切にしていきたいです。皆さま、今後ともどうぞよろしくお願い致します。

月	日	開始時間	終了時間	研修・講座等	概要	場所	主催	対象	費用
1	19	14:00	16:00	ばあとなあ川崎地区活動者の集い	①情報交換 ②後見人と高齢者施設との連携について	特別養護老人ホーム恒春園	ばあとなあ川崎地区	ばあとなあ部員	無料
2	18	10:00	12:00	支部例会「神奈川医療少年院見学」	少年院を見学後、説明・質疑の時間があります	神奈川医療少年院	川崎支部	会員 非会員	無料
2	21	13:15	15:00	横浜刑務所見学会	司法福祉分野での高齢者・障害者を中心とした福祉サービスの拡充とその要としてのソーシャルワーカーの活動見学	横浜市営地下鉄「港南中央駅」改札前集合	県央支部	会員	無料
3	15	13:30	15:30	市民講座「成年後見と詐欺被害の防止」	制度の意義や手続きの進め方、詐欺被害の防止等について	海老名市文化会館 352 会議室	県央支部	一般及び 会員	無料

『ちょっと耳より!知らなきゃ損!!』な情報コーナー

確定申告の時期! 御存知ですか? 介護サービス費も医療費控除できますよ!!

「医療費控除」は1年間に支払った医療費に対して所得税と住民税の一部が戻る制度です。前年(1~12月)に支払った医療費自己負担額の総額が、10万円を超えた場合か、総所得金額が200万円未満の人なら総所得金額の5%を超えた場合、最高200万円までの控除が受けられます。

対象となる項目ですが、少し複雑な制度なので、ここでは「介護サービス」に限ってポイントをお伝えします。

ポイント①居宅で受ける介護サービスのうち、「医療系サービス」(訪問看護、訪問や通所のリハビリ、老人保健施設(老健)でのショートステイなど)のサービス利用料の1割自己負担分と食費、滞在に関わる自己負担分が控除の対象です。

ポイント②居宅での「福祉系サービス」(ヘルパーやデイサービスなど)でも、「医療系サービス」と

併用する場合のみ控除の対象となります。

ポイント③症病等で概ね6ヶ月以上寝たきりで、医師から「おむつ使用証明書」が発行されれば、おむつ費用も控除の対象となります。

ポイント④介護保険の老人保健施設や、介護療養型医療施設に入所している方は、施設サービス利用料の1割自己負担分と食費、居住費が控除の対象です。

ポイント⑤介護保険の特別養護老人ホームに入所している方も、上記の2分の1が控除の対象となります。

「面倒だな・・・なんだか分からない・・・」と思われるかもしれませんが、まずは私たち社会福祉士にご相談下さい。社会福祉士は、皆様と役に立ちそうな各種制度などを『つなげる』のが仕事です!

具体的には、各地の税務署でお尋ねいただくか、国税庁のホームページなどでもご参照下さい。

編集後記

皆さま、あけましておめでとうございます。本年もお付き合いのほど、よろしくお願い申し上げます。

特集記事で白百合ベビーホームの島田施設長が「ここ最近、再び子どもの悲劇事件が起こっています。」と書かれていましたが、子を持つ親として忘れられない歌がある。宮中歌会始めの選者も務めた歌人の河野さんに、幼いわが子を思う親心を詠んだ一首がある。〈朝に見て昼には呼びて夜は触れ確かめをらねば子は消ゆるもの〉顔を合わせ、名前を呼び、抱きしめる。一時でも目を離すことがあろうものなら、わが子はどこかに行ってしまうかもしれない。親ならば、誰しものが抱く自然な心情であろう。また、河野さんには育児の喜びを詠んだ歌もある。〈しつかりと飯を食はせて陽にあてしふとんにくるみて寝かす仕合わせ〉

ごくあたりまえのことが難しい、そんな社会になりつつあるが、「社会福祉士」として、「親」として何ができるのか、こどもの笑顔を守っていけるのか、自分に問うてみたい・・・ (横浜支部：日向)